

東部知多衛生組合告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のように指定したので、東部知多衛生組合予算決算会計規則（平成10年東部知多衛生組合規則第8号）第51条の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

東部知多衛生組合

管理者 岡村 秀人

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社ワンプラス 代表取締役 神谷 昌広
愛知県名古屋市中熱田区神宮二丁目10番14号 レジデンス神宮1F
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
クリーンセンター使用料の徴収
- 3 指定期間及び委託期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日

東部知多衛生組合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のように指定したので、東部知多衛生組合予算決算会計規則（平成10年東部知多衛生組合規則第8号）第51条の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

東部知多衛生組合

管理者 岡村 秀人

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社 linkworks 代表取締役 廣瀬 琢也
兵庫県神戸市中央区京町79番地日本ビルヂング704
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
温水プール使用料及び物品売払代金の徴収
- 3 指定期間及び委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日